

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の事前確認について

一時支援金の申請にあたって必要とされる「事前確認」について当財団でも実施可能となりました。事前確認にあたっては面談を必須とさせていただきますが、新型コロナウイルス対策として面談時間を可能な限り短縮すべく、まずは必要書類を郵送頂いて事前チェックをさせていただきます。

ご面倒をお掛けしますがご理解とご協力をお願い致します。

【事前確認実施の流れ】

(1) 申請に必要なとなる書類を下記HPにて確認のうえ、写しを郵送して下さい

<https://ichijishienkin.go.jp/>

| | 中小法人等 | 個人事業者等 (事業所得) | 個人事業者等 (主たる収入が雑・給与所得) |
|---------------------|-------|------------------|--------------------------|
| 宣誓・同意書 | ○ | ○ | ○ |
| 取引先情報一覧 | ○ | ○ | ○ |
| 確定申告書類 | ○ | ○ | ○ |
| 対象月の売上台帳等 | ○ | ○ | ○ |
| 履歴事項全部証明書 | ○ | | |
| 通帳の写し | ○ | ○ | ○ |
| 本人確認書類の写し | | ○ | ○ |
| 国民健康保険証の写し | | | ○ |
| 業務委託契約等収入があることを示す書類 | | | ○ |

* 原本は郵送しないようにして下さい

* 書類の紛失を防ぐため「ゆうパック」「特定記録郵便」などを利用して下さい

* お客様の連絡先（電話番号）を忘れずに記入して下さい

郵送先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 7 F

(公財) 川崎市産業振興財団 中小企業サポートセンター

(2) 郵送された書類を確認のうえ、不備の有無をお知らせします
(書類到着後 2~3 日を目途)

(3) 不備があった場合は不備書類を追加でご郵送頂きます

* 郵送の際に「**不備書類追加分**」と明記して下さい

(4) 書類一式が整った時点でご連絡を致します。

面談日を決定し、当日は書類の**原本**を持ってお越し下さい

* 面談場所は郵送先と一緒の場所になります

* 面談には上記書類のほか「**申請 I D**」が必要となります

(本件に関する問い合わせ先)

 **044-548-4169**

川崎市産業振興財団 中小企業サポートセンター 一時支援金相談窓口